

事務局職制に関する規程

(平成24年4月13日規程第4号)

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条2項に基づき、職員の職階及び事務局の分掌に関し必要な事項を定める。

(規則への委任)

第2条 職員の職階及び事務局の分掌については、別途規則の定めるところによる。

附則

第1条 この規則は、平成24年4月13日から施行する。